

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年8月10日提出
【発行者名】	国際投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 吉松 文雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	井口 文雄
【電話番号】	03（5221）6110
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（年2回決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	上限 500億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年3月29日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、投資顧問契約の解約（予定）等に伴う訂正事項がありますので、これの訂正を行うものです。

2【訂正の内容】

____部分が本訂正届出書の訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

<訂正前>

(略)

(9) 払込期日

(略)

取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、中央三井アセット信託銀行株式会社^(注)（信託契約に係る受託者であり、以下「受託会社」といいます。）の指定するファンドに係る口座に払込まれます。

(注) 中央三井アセット信託銀行株式会社は、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社と合併し、新商号を三井住友信託銀行株式会社とする予定です。

(略)

<訂正後>

(略)

(9) 払込期日

(略)

取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（信託契約に係る受託者であり、以下「受託会社」といいます。）の指定するファンドに係る口座に払込まれます。

(略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

(略)

④ ファンドの特色

(略)



(略)

◆KE キャピタル・パートナーズからアドバイスを受け、運用を行います。

●KE キャピタル・パートナーズは、シンガポールに拠点を置き、アジアの資産を中心に運用業務を行う資産運用会社です。

(略)

<訂正後>

(略)

④ ファンドの特色

(略)



(略)

◆KE キャピタル・パートナーズからアドバイスを受け、運用を行います。^(注)

●KE キャピタル・パートナーズは、シンガポールに拠点を置き、アジアの資産を中心に運用業務を行う資産運用会社です。

(注)KE キャピタル・パートナーズからのアドバイスは、2012年10月3日付で終了する予定です。

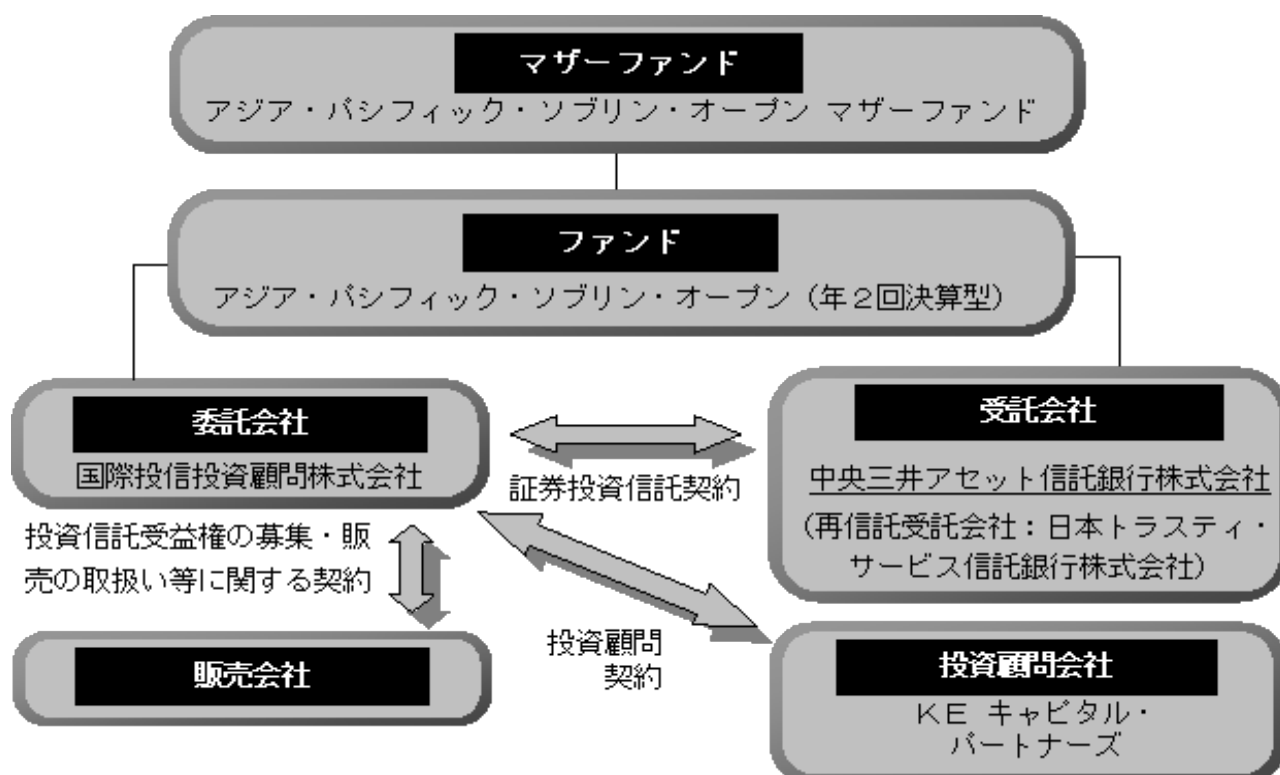
(略)

(略)

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

① ファンドの仕組み



② 委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

a. 委託会社（国際投信投資顧問株式会社）

ファンドの運用指図、運用報告書の作成等を行います。

b. 受託会社（中央三井アセット信託銀行株式会社^(注)、再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

(注) 中央三井アセット信託銀行株式会社は、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社と合併し、新商号を三井住友信託銀行株式会社とする予定です。

c. 投資顧問会社（K E キャピタル・パートナーズ）

マザーファンドの運用に係る助言および情報提供を行います。

(略)

③ 委託会社が関係法人と締結している契約の概要

(略)

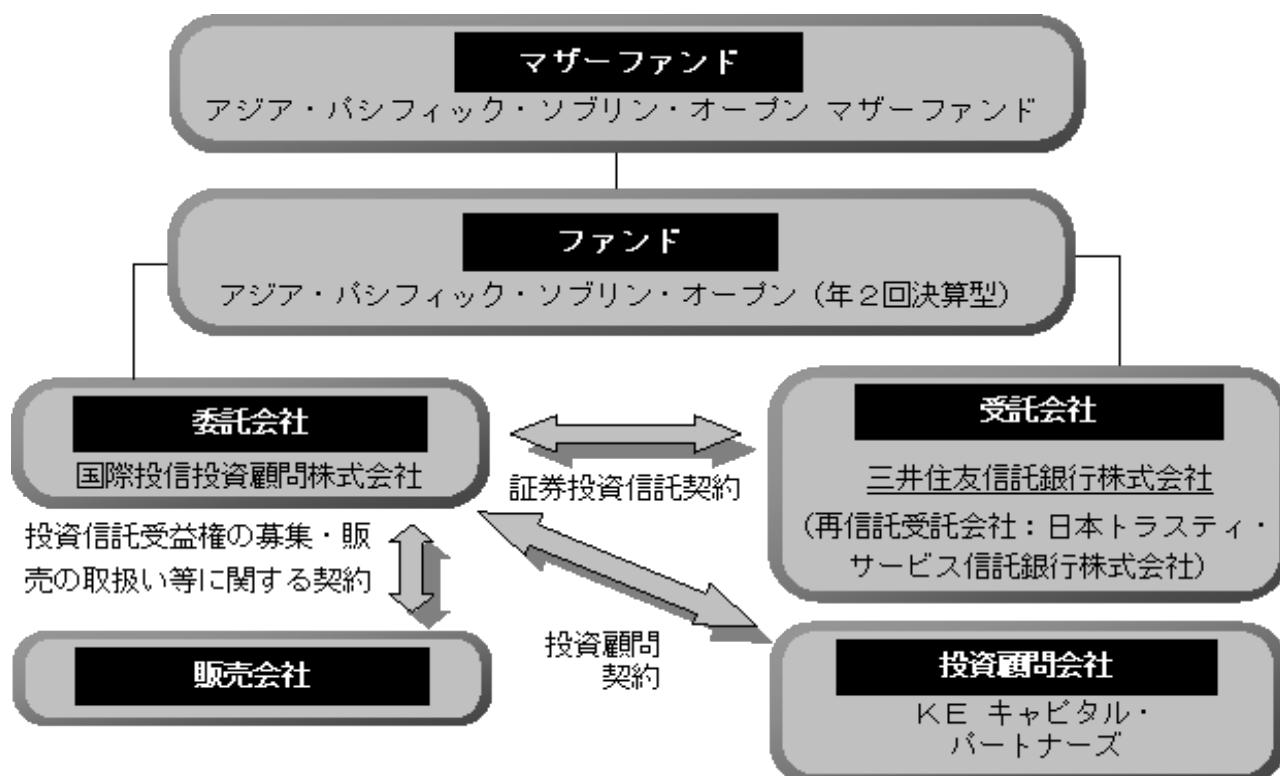
b. 投資顧問契約（委託会社と投資顧問会社との契約）

マザーファンドの運用のための情報および助言等の提供についての方法ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等が定められています。

(略)

<訂正後>

① ファンドの仕組み



② 委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

a. 委託会社（国際投信投資顧問株式会社）

ファンドの運用指図、運用報告書の作成等を行います。

b. 受託会社（三井住友信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

c. 投資顧問会社（KE キャピタル・パートナーズ）^{（注）}

マザーファンドの運用に係る助言および情報提供を行います。

（注）投資顧問会社との投資顧問契約は、平成24年10月4日付で解約する予定です。

なお、同社からのマザーファンドの運用に係る助言および情報提供は、平成24年10月3日付で終了する予定です。

（略）

③ 委託会社が関係法人と締結している契約の概要

（略）

b. 投資顧問契約（委託会社と投資顧問会社との契約）^{（注）}

マザーファンドの運用のための情報および助言等の提供についての方法ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等が定められています。

（注）投資顧問会社との投資顧問契約は、平成24年10月4日付で解約する予定です。

なお、同社からのマザーファンドの運用に係る助言および情報提供は、平成24年10月3日付で終了する予定です。

（略）

2 投資方針

（略）

(2) 投資対象

<訂 正 前>

（略）

② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結されたアジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（略）

<訂 正 後>

（略）

② 運用の指図範囲

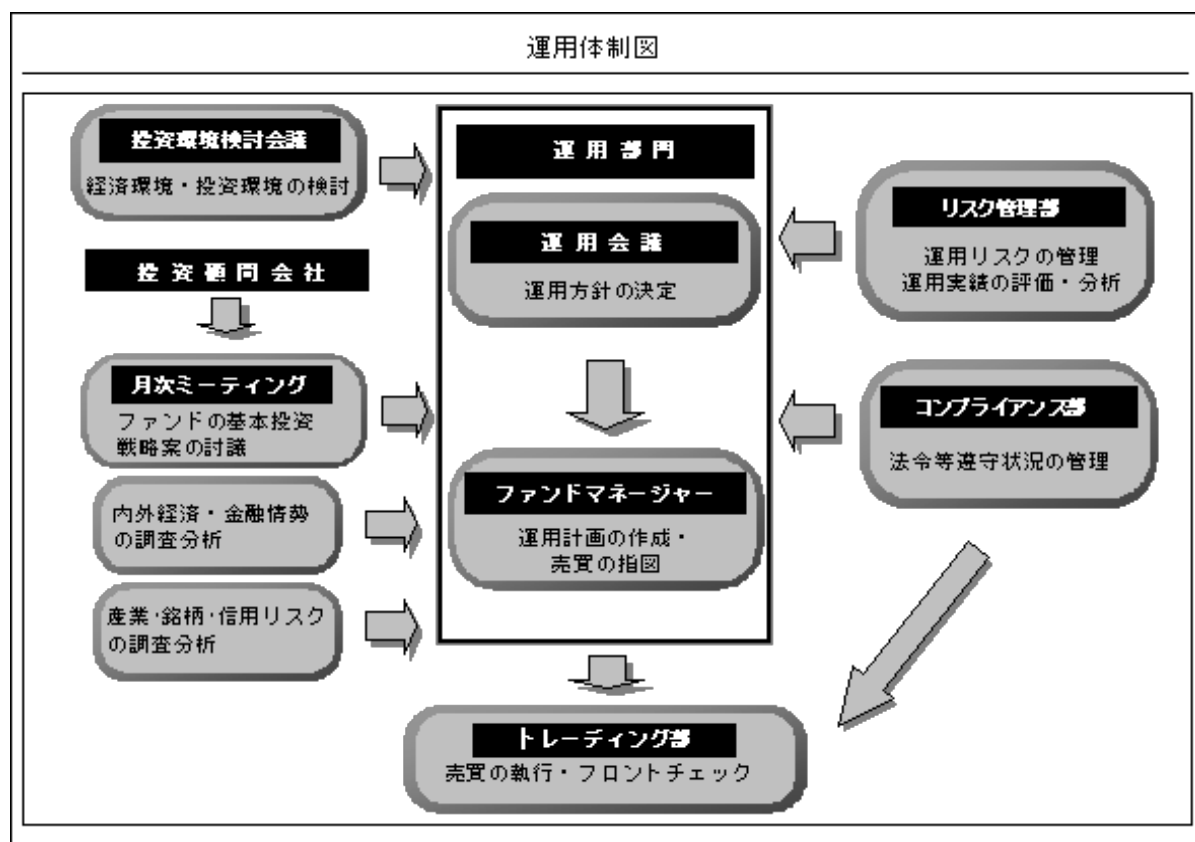
委託会社は、信託金を、主として、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたアジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（略）

(3) 運用体制

<訂正前>

① ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。（平成24年1月末現在）（略）



《参考》

（略）

③ 関係法人に関する管理体制は次の通りです。

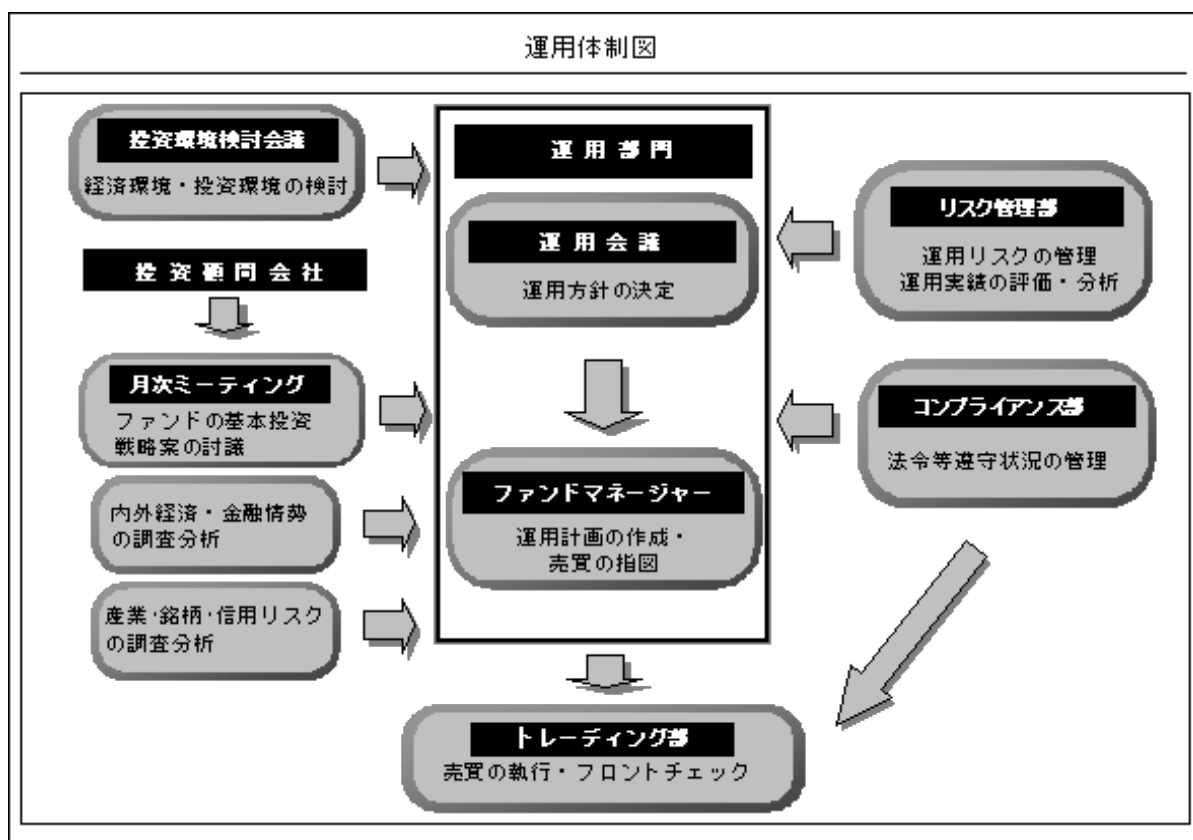
委託会社は、投資顧問会社の業務執行状況等に基づき、定期的に適正性を確認します。

また、受託会社については、年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

<訂正後>

- ① ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。（平成24年1月末現在）
（略）



（注）投資顧問会社（KEキャピタル・パートナーズ）との投資顧問契約は、平成24年10月4日付で解約する予定です。なお、同社からのマザーファンドの運用に係る助言および情報提供は、平成24年10月3日付で終了する予定です。

《参考》

（略）

- ③ 関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、投資顧問会社の業務執行状況等に基づき、定期的に適正性を確認します。

また、受託会社については、年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

※ 平成24年10月4日以降の関係法人に関する管理体制は以下の通りです。

・委託会社は、受託会社より年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

(略)

(3) 信託報酬等

<訂正前>

(略)

- ② 信託報酬の平成24年1月末現在の料率、支払先および配分は、以下の通りです。

信託報酬率	委託会社	受託会社	販売会社
年1.5750% (税抜1.5000%)	年0.9030% (税抜0.8600%)	年0.0420% (税抜0.0400%)	年0.6300% (税抜0.6000%)

- * 信託報酬は消費税等相当額を含みます。

なお、委託会社の信託報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。

<訂正後>

(略)

- ② 信託報酬の平成24年1月末現在の料率、支払先および配分は、以下の通りです。

信託報酬率	委託会社	受託会社	販売会社
年1.5750% (税抜1.5000%)	年0.9030% (税抜0.8600%)	年0.0420% (税抜0.0400%)	年0.6300% (税抜0.6000%)

- * 信託報酬は消費税等相当額を含みます。

なお、委託会社の信託報酬には、投資顧問会社との投資顧問契約に基づく投資顧問報酬が含まれます。当該投資顧問契約は、平成24年10月4日付で解約する予定です。

第三部【委託会社等の情報】

（略）

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成23年9月末現在	事業の内容
<u>中央三井アセット信託銀行株式会社（注）</u>	11,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法、以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。

（注）中央三井アセット信託銀行株式会社は、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社と合併し、新商号を三井住友信託銀行株式会社とする予定です。

（略）

(2) 投資顧問会社

名称	資本金の額（百万円） 平成22年12月末現在	事業の内容
K E キャピタル・パートナーズ	500万シンガポール・ドル	投資運用業務、投資助言・代理業務を営んでいます。

（略）

<訂正後>

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成24年4月1日現在	事業の内容
<u>三井住友信託銀行株式会社</u>	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法、以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。

（略）

(2) 投資顧問会社

名称	資本金の額（百万円） 平成22年12月末現在	事業の内容
K E キャピタル・パートナーズ <u>（注）</u>	500万シンガポール・ドル	投資運用業務、投資助言・代理業務を営んでいます。

（注）K E キャピタル・パートナーズとの投資顧問契約は、平成24年10月4日付で解約する予定です。

（略）